

都城市 農業委員会だより

令和7年
5月発行

編集と発行／都城市農業委員会 都城市姫城町6街区21号 電話：0986-23-7868

新たな農業委員・農地利用最適化推進委員が就任しました

令和7年4月1日付けで、新たに農業委員24名と農地利用最適化推進委員40名が任命されました。任期は3年間で、令和10年3月31日までとなります。新年度がスタートし新たな委員一同で、本市農業の発展と農地の適切な利用のために活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。



農業委員



農地利用最適化推進委員

私たちが就任しました



都城市農業委員会
会長 坂上 和秋



都城市農業委員会
会長代理 山中 美代子

令和7年4月1日付けで新たに24名の農業委員と40名の農地利用最適化推進委員が任命されました。これからの3年間、委員一同、都城市の農業と農地を守るため全力で取り組んでまいります。

近年、担い手不足や耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、地域の実情に即した農地利用の最適化を進め、持続可能な農業の実現に向けて尽力いたします。

市民の皆様の声に耳を傾け、農地の有効活用と農業者の経営安定に向けた支援を行ってまいりますので、今後とも農業委員会活動へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

農業委員・農地利用最適化推進委員を紹介します

本庁管内

※☆印は、農業委員

中央



☆徳益 吉明



堀川 登



岩元 弘樹

五十市



☆柿並 マリ子



高橋 芳信



古藤 徹



岡元 孝仁



栄留 誠一

祝吉



☆有川 はつ子



☆馬渡 広二



坂元 茂雄



日置 幸一

沖水



☆山中 美代子



☆福島 真希



奥野 勝之



竹之下 征秀

志和池



☆坂之下 昭二



☆徳留 博文



長谷場 平



谷ヶ久保 守



長友 昭治



皆吉 洋一郎

庄内



☆大久保 義広



佐藤 伊織



竹中 裕次郎



有馬 一治

西岳



☆坂上 和秋



小埜 傑



前田 則光

梅北



☆永田 勇作



谷口 孝一



栢 良作



重山 告男

安久



☆松山 忠雄



迫田 嘉正



津曲 兼吉

■担当区域割当一覧表

地区	委員	委員名	受人住所もしくは対象農地所在地
中央	農業委員	徳益 吉明	志比田町、栄町、牟田町、前田町、平江町、小松原町、北原町、宮丸町、大王町、西町
	推進委員	堀川 登	上長飯町、一万城町、広原町、花繰町、若葉町、菖蒲原町、妻ヶ丘町、天神町、中原町、松元町、蔵原町
		岩元 弘樹	下長飯町、姫城町、甲斐元町、八幡町、早鈴町、上町、中町、上東町、東町
五十市	農業委員	柿並 マリ子	五十町、都島町、鷹尾一丁目～五丁目
	推進委員	高橋 芳信	南横市町、横市町
		古藤 徹	今町、大岩田町
		岡元 孝仁	久保原町、蓑原町、都原町
		栄留 誠一	平塚町、南鷹尾町
祝吉	農業委員	有川 はつ子	上川東一丁目～四丁目、下川東一丁目～四丁目
		馬渡 広二	郡元町、神之山町
	推進委員	坂元 茂雄	千町、郡元一丁目～四丁目、祝吉町、祝吉一丁目～三丁目
		日置 幸一	立野町、早水町、年見町
沖水	農業委員	山中 美代子	高木町
		福島 真希	太郎坊町
	推進委員	奥野 勝之	金田町、都北町、吉尾町
		竹之下 征秀	太郎坊町
志和池	農業委員	坂之下 昭二	野々美谷町（崎田、十万寺、麓）
		徳留 博文	下水流町（平原、下1、下2、下3）
	推進委員	長谷場 平	丸谷町（1、2、薄谷、万ヶ塚）
		谷ヶ久保 守	〃（吉行、荒ヶ田）、岩満町（岩満、巢立）
		長友 昭治	上水流町（上東、上中、上西）
		皆吉 洋一郎	野々美谷町（森田、谷頭）
庄内	農業委員	大久保 義広	乙房町
	推進委員	佐藤 伊織	庄内町
		竹中 裕次郎	関之尾町
		有馬 一治	菓子野町
西岳	農業委員	坂上 和秋	吉之元町、高野町（高野）
	推進委員	小埜 傑	夏尾町、御池町
		前田 則光	美川町、高野町（大塚、荒川内）
梅北	農業委員	永田 勇作	梅北町（麓、女橋、益貫）
	推進委員	谷口 孝一	〃（大藺、弘川）
		栢 良作	〃（嫁坂、大浦、川内）
		重山 告男	〃（雄児石）
安久	農業委員	松山 忠雄	安久町（高野原、石原、尾平野）
	推進委員	迫田 嘉正	〃（正応寺）、豊満町
		津曲 兼吉	〃（藤田、上安久、下安久）

総合支所管内

※☆印は、農業委員

山之口



☆田中 加代子



☆紺家 知征



☆下西 弘美



北園 紘美



徳丸 秀信

高城



☆福島 清邦



☆岩崎 一之



☆七日市 昌子



井ノ上 洋一



宮田 信行



井窪 浩一



立山 一生



二見 法雄

山田



☆乙守 賢次



☆福岡 芳文



☆田中 和美



山路 忠重



前田 修一郎



日高 義裕



山森 保隆

高崎



☆中島 学



☆福田 安昭



☆兒玉 圭亮



東 純孝



脇屋 修



森 秋一郎



氏益 道昭



立岡 政子

■担当区域割当一覧表

地区	委員	委員名	受人住所もしくは対象農地所在地
山之口	農業委員	田中 加代子	山之口地区(六十田、五反田、野上、永野、青井岳)
		紺家 知征	上富吉地区(正近、中原、中原住、桑原、乗平)
		下西 弘美	花木地区全域
	推進委員	北園 紘美	下富吉地区(原田、上森、榎木、東、飯起)
		徳丸 秀信	山之口地区(麓、田原、下平)

■担当区域割当一覧表

地区	委員	委員名	受人住所もしくは対象農地所在地
高城	農業委員	福島 清邦	大井手地区（１区、２区、３区）
		岩崎 一之	石山地区（１０区、１１区、１２区）
		七日市 昌子	〃（９区）
	推進委員	井ノ上 洋一	四家地区（１８区、１９区、２０区、新１９区）
		宮田 信行	桜木地区（４区、５区）
		井窪 浩一	穂満坊地区（６区、７区、８区）
		立山 一生	有水地区（１５区、１６区、１７区）
		二見 法雄	〃（１３区、１４区）
山田	農業委員	乙守 賢次	木之川内地区（倉平、和田上、田中、修行）
		福岡 芳文	南山田地区（上是、下是、池之原、北田）
		田中 和美	木之川内地区（万ヶ塚、瀬茅、牛谷）
	推進委員	山路 忠重	北山田地区（石風呂、上椎屋、平山、瀬之口、百原、中村、西柵）
		前田 修一郎	〃（脇之馬場、長谷）、木之川内地区（毘砂丸）
		日高 義裕	南山田地区（浜之段、大古川、竹脇）、中霧島地区（谷頭２）
		山森 保隆	中霧島地区（古江、山内１、２、谷頭１、３、５、６、７、８、９）
高崎	農業委員	中島 学	東霧島地区全域、大牟田地区（荒場・上勢西）
		福田 安昭	縄瀬地区全域 ※塚原、小牧、轟、鶴戸は、江平地区
		兒玉 圭亮	前田地区（栗巢、迫間）、大牟田地区（栢木、田平、上新田）
	推進委員	東 純孝	江平地区（塚原、小牧、木下、温水、吉村）
		脇屋 修	前田地区（谷川、町倉、割付、杉倉、山神原、野平）
		森 秋一郎	大牟田地区（下新田、中央団地、旭、牟礼水流、新生、高坂、原村）
		氏益 道昭	笛水地区全域
		立岡 政子	江平地区（上轟、中轟、下轟、鶴戸、炭床）

◆農地のことで困ったら、まずは相談ください

各地区の農業委員・推進委員が相談を受け付けます。

委員への連絡先については、農業委員会事務局もしくは各総合支所産業建設課へお問い合わせください。

問い合わせ先	電話
農業委員会事務局	0986-23-7868
山之口総合支所産業建設課	0986-57-3113
高城総合支所産業建設課	0986-58-2310
山田総合支所産業建設課	0986-64-1113
高崎総合支所産業建設課	0986-62-1113

令和6年度 農地の賃借料

令和6年1月から12月までに農地法、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律により賃借権設定した農地の賃借料は次の通りです。

この金額は賃借料を決める際の目安として示すものであり、決定に至っては当事者双方で話し合いのうえ決定してください。

★田の部(10a当たり：円/年)

地区	平均額	最高額	最低額	データ数
旧都城市	9,200	18,500	3,000	1,211
旧山之口町	9,600	12,000	5,000	24
旧高城町	13,100	45,000	5,500	138
旧山田町	7,900	13,000	3,700	155
旧高崎町	9,700	17,000	4,400	95
都城市平均	11,100	45,000	1,300	1,623

★畑（普通畑）の部(10a当たり：円/年)

地区	平均額	最高額	最低額	データ数
旧都城市	9,100	18,800	4,000	900
旧山之口町	11,700	12,000	6,800	20
旧高城町	8,700	45,000	3,000	184
旧山田町	8,800	13,000	3,100	181
旧高崎町	9,000	17,000	3,700	165
都城市平均	9,100	45,000	500	1,450

※データ数は、集計に用いた申請件数です。

※金額は、算出結果を100円単位に四捨五入しています。

※無償での賃借及び現物支給は除いています。

農業者年金で老後の生活をサポート！

老後の備えは「国民年金
＋農業者年金」が基本！
あなたの老後生活への備
えは十分ですか？

下記の要件を満たせばだれでも加入できる終身年金です。

20歳以上60歳未満

国民年金第1号被保険者

年間60日以上農業に従事

農業者年金の6つのメリット

- ① 農業者なら広く加入できる
後継者や配偶者なども加入でき、加入と脱退は任意です
- ② 少子高齢化時代に強い年金
積立方式・確定拠出型が採用されています
- ③ 通常加入の場合、保険料の額が自由に決められる
月額2万円から6万7千円までの間で千円単位から決められます
- ④ 終身年金
80歳前に亡くなられても遺族の方に対して死亡一時金があります
- ⑤ 税制面で優遇措置がある
支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります
- ⑥ 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある
最長20年間、保険料の国庫補助が受けられます

農地の売買・貸借の手続きが変わりました

農地の売買・貸借について、法改正に伴い令和7年4月以降、
①の手続きが廃止となり、②・③のいずれかの手続きになりました。

廃止

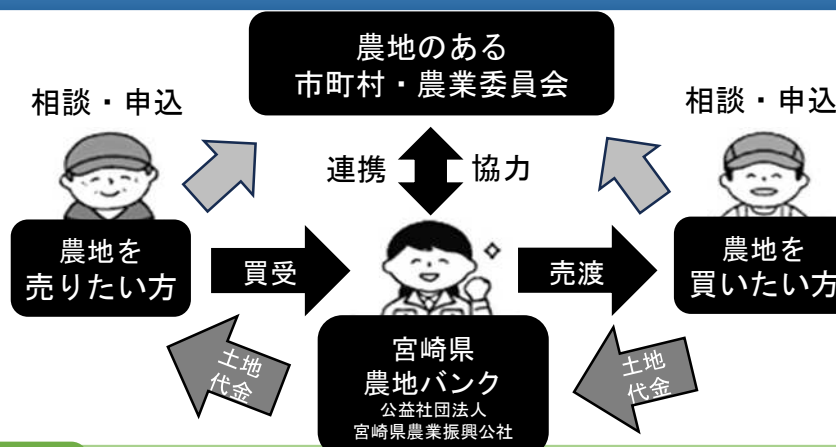
- ① 出し手と受け手の相対
利用権設定等促進
事業（基盤法）

- ② 出し手と受け手との間に
宮崎県農業振興公社が入る
農地中間管理事業

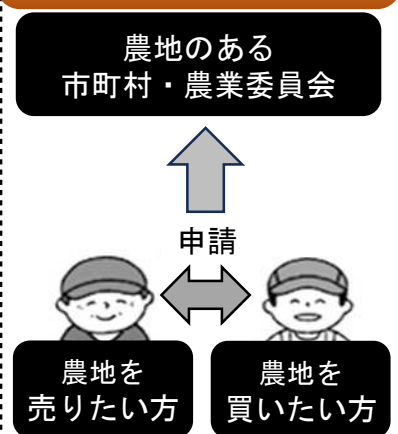
- ③ 出し手と受け手の相対
**農地法第3条
許可申請（農地法）**

売買制度の違い

② 農地中間管理事業



③ 農地法第3条 許可申請（農地法）



農地要件

農振農用地区域内

現況農地

買い手 要件

- ①対象農用地等を含む地域計画に位置づけられた担い手
② " に位置づけられていないが、位置づけられる見込み
③対象農用地等が地域計画区域外にあるが、
基準面積要件等の特例事業の担い手要件に該当
※①～③いずれかに合致することが必須条件

- ・ 常時農業従事者（年間150日以上）
- ・ 農業に必要な機械等を確保

法務局への 所有権移転登記

宮崎県農業振興公社

売り手及び買い手
（司法書士）

事務 手数料

- 【支援事業】農地価格の2%（下限2万円）
【一般事業】農地価格の2.5%（下限2.5万円）
※売主・買主それぞれ必要

事務手数料は不要
（行政書士等に依頼する場合、
別途費用がかかります。）

（※）事務手数料は、登録免許税、譲渡所得特別控除や登録免許税の税率の軽減措置に係る各種証明書発行手数料および住所変更登記に係る手数料等は含みません。



ご存じですか？農地の手続き



○こんな時は農業委員会での手続きが必要です。

・農地を相続した

農地を相続したときは、農業委員会へ届出が必要です。農地の名義が変わったことがわかる書類（登記識別情報通知等）を農業委員会事務局へご持参ください。※令和6年4月1日から、相続登記の申請は義務化されています。

・農地を売買、贈与したい 農地の貸し借りをしたい

売買や贈与等で農地の名義を変える場合や、農地の貸し借りをする場合は農業委員会の許可が必要です。売買、贈与、貸し借りの手続きについては農業委員会事務局へご相談ください。

・農地を転用したい

農地に家を建てたい、駐車場にしたい等、農地を農地以外の目的で使いたい場合は、農業委員会からの許可が必要です。農地転用は場所によっては許可できない可能性もあります。手続きや工事に着手する前に必ず農業委員会事務局へご相談ください。



農地を所有しているけど
自分は農業をしないし
誰かに耕作してもらいたい…

農地が欲しいけれど誰か農地
を売ってくれる人や貸してく
れる人がいないかな…



まずは地域の農業委員、
推進委員にご相談ください！
農地の売り買い、貸し借りについ
て、情報をご提供できる可能性が
ございます。
※ご希望に添えない場合もござい
ます。ご了承ください。



農地パトロールを実施します

農業委員会では、年間を通して、遊休農地の実態把握、違反転用の発生防止・早期発見を目的に農地パトロールを実施しています。

皆様の農地に立ち入る場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。



年に一度、原則すべての農地について利用状況を調査しています。

毎年、6月末から8月にかけて農業委員・農地利用最適化推進委員を中心に農地利用状況調査を行っております。

この調査の結果をもとに、遊休農地所有者への利用意向調査を実施する等、遊休農地の発生防止・解消の対策を進めていきます。